

登記所備付地図作成作業の実施に伴う 現地事務所の開設について（お知らせ）

秋田地方法務局では、「秋田市旭川清澄町及び旭川新藤田西町の全部並びに秋田市旭川新藤田東町、旭川南町、添川字境内川原、同字地ノ内、濁川字家ノ前及び同字菅場の一部」地区における登記所備付地図作成作業の実施に伴い、次のとおり現地事務所を開設しました。同作業に関する御質問等がございましたら、現地事務所までお問い合わせ願います。

◇現地事務所の開設場所等

開設場所 〒010-0851
秋田市手形字西谷地702番地 イースタンハイツ西村A205
(後記「現地事務所案内図」参照)

開設期間 令和6年4月8日(月)から
令和6年12月20日(金)まで
(ただし、土、日、祝日を除く。)

開設時間 午前9時から午後4時まで(常駐職員が対応します。)

連絡先 TEL 018-825-9410
FAX 018-825-9411

◇不在時のお問合せ先

〒010-0951
秋田市山王七丁目1番3号
秋田地方法務局地図整備・筆界特定室
TEL 018-862-1442
FAX 018-862-6692

現地事務所案内図

